

# 国立大学法人における知的財産活動と利益相反マネジメントに関する諸課題

渡 辺 久 士\*

**抄 録** 2004年4月から国立大学は国立大学法人に移行した。法人化に向けて国立大学の多くは、知的財産活動のあり方の検討、規程類の整備、人材の確保、活動資金の手当てなど準備に全力を挙げたと推察する。

大学知的財産の創出、活用は国の知的財産戦略の重要な部分を占めている。大学が知的財産に関する国家戦略の重要な役割を果たすためには産業界との協調と理解が不可欠である。

産業界による一層の理解のために、本稿では、大学知的財産活動のあり方に関する諸課題、大学または研究者が知的財産を活用するなど産学官連携活動を実施することにより必然的に発生し得る利益相反に関する諸課題を、私見を交えて報告する。

## 目 次

1. 大学知的財産活動の意味
  1. 1 持続的な研究の推進
  1. 2 知的財産の社会還元
  1. 3 ベンチマークによる研究の位置付けの把握
2. 大学知的財産活動の諸課題
  2. 1 職務発明，職務著作
  2. 2 原則機関（大学）帰属と個人帰属
  2. 3 不実施補償と第三者への通常実施権の許諾
  2. 4 研究者の流動化に伴う移動と発明の帰属
  2. 5 学生の発明の取扱い
  2. 6 秘密保持期間
  2. 7 学生の秘密保持
  2. 8 発明者に対するインセンティブ
  2. 9 外国出願
  2. 10 ポリシー，規程の整備
3. 利益相反マネジメント
  3. 1 利益相反とは何か
  3. 2 利益相反マネジメントが必要なわけ
  3. 3 利益相反が発生しやすい具体的な場面
  3. 4 利益相反マネジメント委員会の設置と運営
4. 終りに

## 1. 大学知的財産活動の意味

本章では名古屋大学知的財産活動をイメージして述べる。

大学が知的財産活動に取り組む意味は、教育、研究の成果を社会に還元することに他ならない。知的財産を基に実施料など資金を得ることが第一目的ではない。知的財産基本法が知的財産の保護・活用により日本の国益を守ることを目的としていることを思えば、大学の知的財産の創出、活用も日本の産業界をはじめとした日本社会への貢献を最大の目的とするものでなくてはならない。大学の知的財産活動を実効あるものとするために、産業界の理解と産業界との協調が必要なわけがここにある。大学の知的財産活動と産業界のそれは車の両輪のように密な連携をして行くことが最も効果的であるといえる。

しかし、大学の本来のミッションは、教育と研究である。自由な発想に基礎を置いた研究活

\* 名古屋大学 先端技術共同研究センター教授・知的財産部長 Hisashi WATANABE

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

動によって、日本だけでなく世界に知的成果を発信することが大学本来のミッションである。

大学のミッションが教育と研究を通じて社会に知的成果を発信することであるのに対し、産業界のミッションが事業活動を通じて社会に貢献し、利潤を得ることにより存続するというように基本的な違いが存する。このようにミッションが違う両者が協力するための共通言語とも言えるものが知的財産であろう。知的財産は両者を結び付けるコア（核）である。

## 1. 1 持続的な研究の推進

### (1) 社会に役立つ研究

大学が本来のミッションである研究を継続して行くために、知的財産の活用が考えられる。大学が生み出す知的財産はすぐには産業化できないものが大部分である。大学の研究者は、10年、20年、30年先を見据えて研究する。その成果がすぐには起業化できないものが殆どであるのは当然である。このように先の先の研究をするのが大学本来の役割である。こうした先の先の研究の中にも企業が係わることにより早期に事業化が可能なものもあろう。企業側に目利きがあれば、あるいは大学知的財産部に目利きがあれば、早期に起業化が可能な研究成果を掘り起こせる場合があろう。大学の知的財産の周りには研究ノウハウが詰まっている。このように早期に起業化が可能な研究成果が出た場合、大学と企業との間で共同研究や受託研究、あるいは大学又は大学グループと企業群とによる研究コンソーシアムが形成できることになろう。大学にとって最も期待したいのは知的財産をコアにした持続的な研究の推進である。大学の研究、企業における開発の結果、製品として、サービスとして世に出れば研究が生きることになる。結果として、社会に役立つ研究であることこそ重要な点である。

### (2) 大学の研究から企業の製品開発へ

このように大学の知的財産の最も重要な活用の仕方は次の研究を呼び込むことだと考える。しかし、企業にとって、知的財産の重要な役割は、知的財産問題を起こすことなく製品やサービスを安定して社会に提供できることであろう。さらに、知的財産権が有する独占力を背景にした知的財産戦略を駆使して、他社より有利な事業戦略を構築することであろう。

大学のミッションの一つに研究があるのに対し、企業のミッションの一つに製品やサービスの提供がある。お互い異なるミッションである。上流の研究から下流の製品開発に上手につなげることが大事だといえる。

## 1. 2 知的財産の社会還元

### (1) TLO との連携

大学の知的財産の社会還元方策として、企業へのライセンス許諾や知的財産の譲渡、知的財産を元手にしたベンチャー起業がある。TLO（技術移転機関）は大学の知的財産を企業に技術移転するという難しい役割を演じてきた。国立大学法人化以降も TLO が技術移転機関として活躍することが期待されている。しかし、国立大学が法人になったことで、国立大学法人である大学が知的財産の有効活用策を決定し、推進することができるようになった。TLO は大学が決定する知的財産創出・活用戦略の枠組みの中で活動することが求められよう。TLO のこれまでの実績とノウハウを活かした TLO の役割の見直し、活用策を考えることが重要である。大学は TLO を活かして使うという視点が重要である。複数大学を対象にする広域 TLO は大学に依存しない自立心、大学に提案できる実力を備えることが大事な点だと考える。

### (2) 日本の産業界による大学の知的財産の活用

大学の知的財産を社会還元するためには、産

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

業界の理解と受入れが必要である。これまでの国立大学は柔軟な交渉ができないなど産業界から不満が寄せられていた。今後、改善をしなくてはならない。他方、産業界を見ると、大企業は大学の研究者に個別にコンタクトできるルートを持っていたので、TLO を介した技術移転に本気で取り組んでこなかった。大学の研究者にとっても、大企業との直接コンタクトは魅力的だったと思われる。しかし、大企業と日本の大学の研究者との連携の多くは目的がはっきりしないものであったので、期待するほどの効果が出なかった。その結果、大企業は日本の大学よりも外国の大学を重視し、外国の大学と重要な研究契約を締結し、成果を挙げてきたようだ。国立大学法人化後は、このような状況を変えなくてはならない。国立大学法人化後も大学の研究者と従来通りコンタクトが可能だが、大学の研究者の知的財産は原則機関（大学）が保有することになり、大学の知的財産の技術移転は大学知的財産部又は大学から委託された TLO が実施することになる。このことは大学にとっても初めての取組みである。両者の努力によって WIN-WIN な決着を図るようにしたいものである。大企業に限らず日本の企業が大学の知的財産に関心を示し、活用することを期待したい。日本の大学の知的財産を活用するための最も期待したい機関は、外国の産業界ではなく日本の産業界でなくてはならない。

### 1. 3 ベンチマークによる研究の位置付けの把握

大学の知的財産を産業界で活用してもらうためには、産業界のニーズに合った知的財産を産業界に提供することが大事である。このために、大学の研究者は自分の研究のベンチマークが必要である。大学の研究者は自分の研究が学会の中でどのような位置付けにあるかを注意深く調べている。研究の成果がすぐには社会で利用で

きないものなら、学会の中での位置付けをマークするだけでよからう。しかし、研究成果としての知的財産が産業化に近いものであればあるほど、企業の開発状況の中での位置付けをマークする必要がある。最も重要なベンチマーク対象は企業の知的財産である。大学の研究が企業の知的財産との関係でどのような位置付けにあるかをサーチすることにより、大学の研究により生み出された知的財産が企業のニーズにマッチするか否かを推定することができよう。企業にとって自社の知的財産は技術開発競争を勝ち抜くためのキーテクノロジーであり、他社との差別化のための重要な法的手段だからである。大学研究者がベンチマークをすることにより、企業ニーズに近い研究の展開が可能になり、効果的な産学官連携活動が可能になる。

産業化に資する研究に対しては、このようなベンチマークが有効だが、産業化が遠いと思われる研究までベンチマークをする必要はなからう。

## 2. 大学知的財産活動の諸課題

著者は国立大学法人化に向けて名古屋大学知的財産部作りに関与した。知的財産部作りの過程で議論になった、知的財産活動に関する諸課題及び企業への要望等を以下に述べる。

### 2. 1 職務発明、職務著作

#### (1) 職務発明の定義

特許法第35条において「職務発明」とは「その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明」と規定されている。つまり、職務発明か否かは、使用者等の業務範囲に属するか否か及び従業者等の職務に属するか否かで判断することができる。ところで大学の場合を考えてみると、大学の業務範囲はどこまでか、研究者の職務は何かを考えてみると、特定するのは難しい。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

そこで名古屋大学知的財産部は、「職務発明」を「大学の費用その他の支援に基づき、又は大学の施設・設備を使用して行った研究の結果生じた発明」と定義することとし、この定義に当てはまる大学の発明を職務発明と捉え、職務発明を機関帰属にする考え方を採用した。この考え方に対し、「研究者は大学から何の指示・示唆も与えられず、自らの努力で研究方針を設定し研究成果を生み出しているの、その研究成果のうちの知的財産を職務発明と捉え機関帰属にするという考え方に釈然としない」という意見が出た。確かに国立大学法人の研究は、研究範囲すなわち職務範囲が研究者の裁量に委ねられていると判断でき、それ故に研究の自由がある。しかし、研究の多くが税金でまかなわれている。研究の多くが税金でまかなわれているので、国有特許にすべきであるとの考え方もあるが、国有特許では活用が難しいことを思えば、大学の研究者の発明を職務発明と考えて機関帰属にする方が活用促進の観点から望ましいと考える。

## (2) 職務著作の範囲

著作物における職務著作はどのように考えたらいいか。少なくとも著作権法第15条で規定する法人著作は法律の規定により大学に帰属することになる。プログラムやデータ・ベースの著作物に関する著作権は、研究者個人に帰属させるより大学に帰属させる方が有効活用の観点から望ましい。大学研究者の発明のほとんどが職務発明になるのと同様に、大学の研究者のプログラム、データ・ベースの著作物のほとんどを職務著作にしないと均衡を欠くという考え方がある。名古屋大学知的財産部は、プログラムやデータ・ベースに関する著作物に関する職務著作の定義も職務発明と同様に考えて定義し、その範囲を設定する必要があると考えたが、議論の結果、著作権法第15条に規定する法人著作を取り扱うことにした。

論文、著書等の著作物は大学に帰属させない方がよい。これらの著作物を大学に帰属させないのは、大学を研究者間の競争に介入させない方が研究競争に有利だということと、ベストセラーがほとんど期待できないことから経営的にも成り立たないもの、と予想するからである。

## 2.2 原則機関（大学）帰属と個人帰属

国立大学法人における知的財産活動において、最も重要なことは大学研究者の職務発明を個人帰属から原則機関（大学）帰属に転換することである。特許法では、発明は原始的に発明者に帰属することになっている。大学は、発明者である研究者から職務発明に係る特許を受ける権利を承継する必要がある。大学が研究者から特許を受ける権利を承継することにより、大学は知的財産の戦略的な保護、活用が可能になり、産業界にとっても大学という組織との契約で済むので、活用の自由度と安定度が増す。

大学が承継することが適当でない場合、例えば予算上承継が困難な場合、大学は特許を受ける権利を承継しないことになる。名古屋大学知的財産部は、法人化後の初期年度は極力届出された発明を機関帰属とし、研究者に対する研修効果と大学の知的財産部の存在を知らしめる良い機会とすることをめざしたい。大学が承継しない発明の場合、その決定結果が大学から研究者に伝えられる。研究者は当該発明をどのように処置するかを決定できる。企業の場合、出願しない発明は企業内に留めて秘密のものとするのが通常であろう。大学の場合、研究成果を社会に還元することが重要であるので、大学が承継しない発明は研究者に戻し、研究者の処分に任せることになる。

## 2.3 不実施補償と第三者への通常実施権の許諾

大学が企業と共同研究をし、共同発明が生ま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

れると、通常、大学と企業は共同出願をすることになろう。共同出願に係る発明を企業が実施した場合、大学は企業に不実施補償を求めることになる。大学は権利者であっても発明を実施し得ないので、共同出願相手の企業は事実上独占的な実施が可能になることに対する補償と言える。もし、共同出願相手の企業が独占的な実施権を望まず、かつ自己実施をしないなら、第三者に対する通常実施権の許諾を認めてもらいたい。また、共同出願相手の企業が一定期間実施をしない場合、同様に第三者に対する通常実施権の許諾の同意を求めたい。大学は知的財産を多くの企業に実施してもらうことにより、広く社会に貢献したいと望むからである。名古屋大学もこのような考え方に沿って共同研究契約書雛型を準備し、企業との交渉に臨みたい。

## 2. 4 研究者の流動化に伴う移動と発明の帰属

研究者の移動は研究の内容を深め、研究の幅を広げる。そのため研究者の移動の自由は従来同様確保されなければならない。移動した研究者が発明をした場合、発明完成時の所属機関に職務発明に係わる特許を受ける権利が帰属するのか、あるいは以前所属した機関に帰属するのか、それとも両機関に帰属するのかが問題になろう。結局、研究者の発明完成過程に係わることなので、研究者のラボノートなど客観的な証明手段があればそれらを基に判断することになろう。機関同士の話し合いで持分を決める場合もあろう。もし、客観的な証明手段がない場合、問題が発生し得る。特に、米国など海外の大学や研究機関から戻ってきた場合が問題である。後日、知的財産の帰属に関してトラブルが起きないよう法律的な検討が必要な場合があろう。発明創出と完成の時点の証明のためにラボノートが重要なツールである。企業との共同研究、共同発明の場合、注意が必要だと思う。

## 2. 5 学生の発明の取扱い

大学の研究を実施する上で、大学院生、学部学生の関与は日常的に発生する。名古屋大学においても、発明届出の2～3割の発明届出に大学院生や学部学生（以下「学生」という。）が共同発明者として記載されている。大学の研究において学生が発明に関与した場合、どのように扱えばよいか問題になる。

### (1) 学生が発明者か否かを検討

最初の検討事項は学生は発明者か否かを検討することである。発明者とは発明すなわち新規な技術的な思想を創作した人である。発明した学生を発明者として扱うのは当然である。学生が教員から指示された通りに設備を整えたとか実験をしたとか報告書や論文をまとめたとか学会で発表したなどの場合は発明者ではない。発明者を落としたり、発明者でないのに偽の発明者を記載して特許出願すると、その特許出願は特許を取れない。特許庁の審査官がこの事実を看過して特許にしたとしても、その事実が発覚すれば、特許後にその特許は無効になり、初めから特許されなかったものとして取り扱われる。

### (2) 学生が発明者の場合の手続き

次に、学生が研究に関与し、教員と共同発明をする場合を考えよう。学生の発明を大学に帰属させることが大学の知的財産の保護・活用に有利だと判断する場合、学生を当該研究に参加させる時、将来創出するであろう発明を大学に帰属させることに同意する内容の契約を結んでおくことが必要だろう。学生個人が権利者の一人だと、利用に際して産業界も二の足を踏むことが予想される。学生は大学に雇用されていないので、大学の規則例えば職務発明規程に拘束されない。従って、個別に契約を結ぶ必要がある。研究の結果、学生が発明をした場合、発明

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

毎に学生から大学に発明譲渡書を提出させる必要がある。もし、これらの手続きを怠ったり、手続きができない場合、特許を受ける権利あるいは特許権は大学と学生の共有となる。この場合、通常、学生も特許取得に要する費用を負担することになる。

筆者は3年以上前から学内で教職員、大学院生を対象に特許基礎セミナーを開催してきた。2年ほど前から大学院生の参加が増え始めた。今では過半数が大学院生である。今後、学生による発明が大いに期待される。発明譲渡に対して学生に正当な対価を払うことが重要である。その発明が将来実施された場合、学生に相当の対価を払うことが必要になる。大事な点は、学生の特許を受ける権利の扱いを、活用の自由度の観点で予め処理しておくことが必要であるという点である。

## 2.6 秘密保持期間

企業等と共同研究契約書等を結ぶ場合、通常、秘密保持の期間が設定される。もし、秘密保持期間が設定されていない場合は、一定期間を秘密保持期間として設定する方がよい。無期限に秘密保持の義務を課せられることになり得るし、そこまで遵守するのは困難だからである。

企業から提示される秘密保持期間は通常3年又は5年である。大学側としては出来るだけ短い期間（例えば、特許出願完了まで）を希望したいところである。大学側としては論文発表の機を逃した場合、秘密保持期間がある程度長期であっても実害は少ない。秘密保持期間が短いと、企業から提供される秘密情報が価値の低いものに限定されるおそれがある。結局、標準的な年限である3年又は5年とし、契約後、特に学会発表など公表の必要が出た案件について、公表の可否につき両者が話し合うことにより解決を図ることになる。

## 2.7 学生の秘密保持

産学連携が活発になると、共同研究や受託研究などが増加するであろう。共同研究や受託研究などに学生を参加させることも多くなる。共同研究や受託研究に学生を参加させることは学生の研究力向上に有益である。特に、企業の技術者との交流や企業のニーズを知ることは生きた研究につながり、学生のやる気や研究の目的の明確化に有用である。

しかし、良いことばかりではない。学生を共同研究等に参加させた場合、企業から提供された秘密情報を秘密のものとして保持することが可能かという問題が発生する。研究成果である知的財産の扱いに影響するので、無視できない事項である。企業は本来的に大学は秘密保持が困難だと考えている。大学もそのミッションから研究成果をできるだけ早期に社会に開示したい。企業の秘密保持という要求と大学の情報開示の要求がぶつかり合っているところに、学生という両者の組織に所属しない最も秘密保持が難しい存在が介在することになる。教員から学生に企業からの秘密情報を話さないようにする方法がある。この方法は、学生に対する教育効果の面から最良の方法とはいえない。賢い学生なら推測してしまうこともあり得る。共同研究等に係わる各研究室の秘密保持管理に委ねざるを得ないが、対応策としては、大学と学生との間で秘密保持の契約をすることであろう。特に、留学生については、きちんとした対応が必要になる。

## 2.8 発明者に対するインセンティブ

大学の知的財産が産業界に技術移転され、産業界から実施料が支払われた場合、大学に実施料が還流する。発明者には相当の対価としてその実施料の一部が配分される。発明者に実施料の枠の中でどの程度配分されるかは各大学のポ

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

リシーによる。発明者である研究者にとって、最も関心のある事項であり、発明意欲に影響を与える事項である。大学毎に実施料の配分内容が相違することになろう。優れた発明をする研究者を確保するために、発明者への配分を多く設定する大学も出てこよう。大学間での優れた研究者確保の手段となり得る。今後、各大学は発明者に支払う相当の対価に関して、法律改正と絡めてあるいは他の大学の状況を注視して行く必要があるだろう。

実施料の配分と並んで、研究者にインセンティブを与えるのは、知的財産による業績評価への反映であろう。あるいは知的財産が競争的な研究資金獲得の条件になっている場合であろう。業績評価や競争的研究資金獲得の条件として、特許出願件数や特許権保有件数をあげるのもよいが、ライセンスに成功したとか産業界に権利譲渡ができたとかのように、産業界等で活用された特許出願件数や特許権保有件数を評価の対象にするようにしたいものだ。企業と違って大学は、競争相手の実施を阻止するために特許出願したり、特許権を保有する必要はない。大学の知的財産は活用されて初めて価値が生まれるものだからである。活用されない特許出願等の実績を評価の対象にすることは活用されない特許出願等の洪水を起こす基となりかねないので、避けたいものである。

### 2.9 外国出願

企業の知的財産部長から「大学が技術移転を望むなら、外国出願をしておく必要がある」と言われることがある。外国出願すると1カ国100万円から200万円を準備しなくてはならない。5カ国も出願すれば、1,000万円近い資金を覚悟しなくてはならない。大学のとぼしい財源から大学単独で外国出願するには自ずから限界がある。名古屋大学知的財産部は、外国出願についてJST(科学技術振興機構)や企業に期待するとこ

ろ大である。

JSTが大学の外国出願費用を助成する事業を計画し予算措置が図られるとのことである。是非この助成制度を利用したい。

企業の費用負担による大学と企業との共有の外国出願も期待したい。大学あるいはTLOは、日本出願後、出願発明を企業に開示し、企業からの要望に応じて技術移転することになる。外国出願が必要なら企業の費用で外国出願することになろう。

JSTの費用負担による大学からの外国出願は実用化がかなり先の研究成果であったり、基盤的な研究成果を対象にすることになり、企業の費用負担による大学からの外国出願は比較的早期に産業化可能な研究成果を対象にするのがよいと思う。JSTや企業に依存しない大学独自の資金による外国出願はホームラン特許(超高額実施料特許)が出てからになろう。

### 2.10 ポリシー、規程の整備

大学にとって、行動規範となるポリシー、規程を整備することは極めて重要なことである。各大学は特長を活かした知的財産部作りをめざしてポリシー、規程類を整備したものと思う。数年に一度ぐらい変更を考えたいものは細則とかガイドラインの形態で整備する方がよい。名古屋大学は、知的財産ポリシー、職務発明規程、プログラム・データベース規程、回路配置利用権規程、成果有体物(研究試料)規程、技術移転ガイドライン、ライセンス契約書雛型、共同研究契約書雛型、受託研究契約書雛型、MTA(Material Transfer Agreement)雛型、利益相反マネジメントポリシー、利益相反マネジメント規程等を作成した。このようなポリシー、規程類を整備するうえで、規範としたのが名古屋大学学術憲章である。名古屋大学学術憲章は大学の憲法に相当する規範である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 3. 利益相反マネジメント

利益相反マネジメントというと、マイナスイメージに聞こえるようだ。倫理法や倫理規程のように、禁止条項とか制約をかけるもののように考えられがちだが、利益相反マネジメントはそのようなものではない。以下に利益相反の概要を説明する。産学官連携活動を進める過程で必ず発生する利益相反をマネジメントすることにより、利益相反による弊害を減らし、産学官連携を一層活発化させることができることを産業界の方々にご理解いただきたい。

#### 3. 1 利益相反とは何か

利益相反は、広義の利益相反と狭義の利益相反の二つを包含している。広義の利益相反は狭義の利益相反と責務相反からなる。名古屋大学産学官連携推進本部は、利益相反を「知的財産活動を含む産学官連携活動を推進する過程で教育・研究に関する個人の大学における責任と産学官連携活動から得る個人的な利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式など）が衝突・相反すること」と定義した。この定義から推定いただけたらと思うが、利益相反は、法律のように日本全国一律の規程ではなく、各大学の産学官連携ポリシーや進展具合などに沿ってその内容を決め、かつ運用すべきものである。産業界から見ると分かりにくいものになるだろうが、大学毎に違った利益相反マネジメントが取られることをご理解いただきたい。

#### 3. 2 利益相反マネジメントが必要なわけ

利益相反による弊害を最小限に抑えるために、利益相反を管理する仕組み（利益相反マネジメント委員会）を作ることが重要である。利益相反マネジメントが正しく機能すれば、大学の研究者は安心して産学官連携活動を推進することができ、社会からの大学に対する信頼を維持す

ることができる。

利益相反マネジメントの目的は、大学と研究者の行動を制約することではなく、大学と研究者が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、大学と研究者を保護するとともに、大学として社会からの信頼を維持しつつ、産学官連携を推進する環境を整備することにあるといえよう。利益相反マネジメントは、大学が知的財産活動を含む産学官連携活動を積極的に推進するに当たって不可避免的に生じ得る利益相反の弊害を最小限に抑え、大学及び研究者が公正かつ効率的に業務を実行するために、常に意識しなければならない基本的な考え方である。

#### 3. 3 利益相反が発生しやすい具体的な場面

以下に、「利益相反ワーキング・グループ報告書」（平成14年11月1日科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ）の〈別添〉を基に利益相反が発生しやすい具体的な場面及び利益相反マネジメントの視点を説明する。企業の研究者や知的財産部門の方々のご理解を得たい。

##### (1) 大学発ベンチャー関連

A教授は自分の研究成果を事業化するためにベンチャー企業B社を設立し、A教授はこのB社とA教授の個人保有特許に関し実施契約を結び、B社から未公開株式を入手し、かつB社の役員に就任した場合であって、さらにB社と共同研究を実施しようとするとき、利益相反マネジメントが必要になる。

大学研究者が係わる利益相反で最も注意すべきものがベンチャー起業に関するものである。上記の場合の検討の視点は二つある。一つ目は、A教授は、B社との間で、特許実施料、未公開株式、役員報酬などの個人的な利益を得る立場にある。二つ目の視点は、B社との共同研究は

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

大学の研究者としての立場で行うものであり、共同研究のテーマ設定、成果の取扱いなどが大学のミッション、責務に沿ったものか否かという視点である。このように個人的な利益と大学における責任との相反をマネジメントすることが必要である。

## (2) 特許・技術移転

A教授は個人保有特許をB社にライセンスし、B社から実施料を得ている。A教授が所属しているC大学は、A教授の別の発明に係る大学保有特許のライセンス先を探した。結局、B社をライセンス先に決定した。このような背景において、A教授がライセンス先としてB社を推薦した場合、利益相反が生じ得る。すなわち、A教授はB社から実施料収入という個人的利益を得ている。大学が大学保有特許をB社にライセンスすることにより、A教授はさらにB社から追加の個人的利益を得ることになり得る。他方、大学は、大学保有特許の効果的な活用と大学への適切な利益還元を図るという大学の知的財産ポリシーに従って、最適なライセンス先を探し、有利なライセンス条件を結ぶ責任がある。

特許実施権を設定する場合において、ライセンス先や契約条件の決定について、研究者が何らかの権限をもっていたり、指示をする場合であり、かつ相手企業から個人的利益を得ている場合、利益相反が生じ得る。

ライセンス先の選定や契約条件の検討において、ライセンス候補企業を推薦する研究者の意向を無視するということは事実上不可能だし、不適切である。利益相反の弊害を最小化するために、研究者の個人的な利益に左右されず、客観的な検討が充分行われることが重要である。大学は知的財産ポリシー、利益相反マネジメントポリシーに沿って、必要な手続きを踏んで適正な結論を得ることが大事である。将来、学内

外から説明を求められたら、必要な範囲で公表することにより、社会に対する説明責任を果たすことが必要である。

## 3. 4 利益相反マネジメント委員会の設置と運営

利益相反マネジメント委員会は、大学の利益相反マネジメントを推進する母体である。取り扱う内容は、個人情報に関する事項が大部分である。大学の研究者はお互い同格意識があり、職位が上であっても一時的なものという考えが根底にあり、企業のようにトップダウンが通用しない。この考え方は法人化してもすぐには変わらないだろう。

従って、利益相反マネジメント委員会の構成員は冷静な判断ができ、社会常識を身につけており、周囲から信頼される人格者が望ましい。利益相反マネジメント委員会の構成及び運営の良否が利益相反マネジメントが成功するかどうかの重要なキーだと思う。

## 4. 終りに

2004年4月からの国立大学法人化にリンクして、大学知的財産本部事業が実質的にスタートした。各大学はTLOを介することなく直接産業界と接触する機会が多くなろう。大学は経験豊かな産業界とハードな交渉を強いられることになろう。産業界は相変わらず硬直的な考えに固執する大学に悩まされるかも知れない。交渉内容をマスコミに書き立てられ、大学は秘密保持の約束を守らないと非難されるかも知れない。

しばらくは試行錯誤が続くと思うが、大学と産業界の直接対話により次第に信頼感が生まれることを期待したい。両者に信頼関係が築き上げられれば、知的財産を核（コア）にした産学官連携活動は順調に進展するものと考えられる。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

#### 参考文献

- 1) 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会「国立大学法人（仮称）における産学官連携の在り方について（審議の概要）」平成13年12月
- 2) 知的財産戦略本部「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」2003年7月8日
- 3) 清水 勇，畑谷成郎，前島千絵，学術月報，pp.21～24，Jan.2003
- 4) 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 知的財産ワーキング・グループ「知的財産ワーキング・グループ報告書」平成14年11月
- 5) 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」平成14年11月
- 6) 日本知的財産協会「産学連携に関する基本的考え」2002年8月30日
- 7) 日本知的財産協会「知財管理」特集：産学連携，Vol.53, No.3, 2003
- 8) 日本知的財産協会「知財管理」Vol.53, No.10, pp.1657～1669, 2003
- 9) 渡部俊也，隅藏康一「TLO とライセンス・アソシエイト」（BKC）2002
- 10) 長平彰夫，西尾好司「動き出した産学官連携」（中央経済社）2003
- 11) 独立行政法人産業技術総合研究所 利益相反マネジメントポリシー，平成14年10月
- 12) 今田 哲 他 奈良先端科学技術大学院大学 平成13年度21世紀型産学連携手法の構築に係るモデル事業「産学連携に伴う利益相反への対応のためのガイドラインの作成－仮想事例に基づくアンケート調査による検討－」平成14年3月
- 13) 平井昭光「連載講座『利益相反』(1)～(12)（文部科学教育通信 No.47～56, 58, 59）」平成14年3～9月

（原稿受領日 2004年1月9日）

